

東村山市成年後見制度推進機関 講演会

# 知って役立つ！ 『成年後見制度』

成年後見制度は、家庭裁判所が、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な本人を支援する代理人を選び、身上保護や財産管理をする制度です。

「親が認知症になつたら？」、「将来に備えて後見人を決めておいた方がいいの？」

判断能力が不十分な方のための「法定後見」、自分が元気なうちから将来に備えておく「任意後見」についてポイントを説明していただきます。

## 【日 時】

第1回 令和3年11月20日（土）／第2回 令和4年1月22日（土）

\*9時30分～11時30分（第1回、第2回とも同じ内容です）

\*受付開始9時15分～

## 【会 場】東村山市立社会福祉センター 会議室1・2

（東村山市諏訪町1丁目3番地10）

## 【講 師】大坂谷 扶美枝 司法書士

（公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート東京支部）

【定 員】各回 先着30名

【参加費】無料



【申込み】10月4日（月）以降、お電話にてお申込みください。

（受付時間午前9時～午後5時。土日祝除く。）

## 【問合せ】東村山市社会福祉協議会

権利擁護係 TEL042-394-7767(直通)

【主 催】東村山市成年後見制度推進機関（東村山市/東村山市社会福祉協議会）

